特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	御殿場市　市営住宅管理システム　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、市営住宅管理システム及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和5年5月2日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理に関する事務
②事務の概要	御殿場市では、公営住宅法に基づき市営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し低廉な家賃で賃貸等を行っている。公営住宅法の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の算定を行うとともに、収入超過者の認定、高額所得者の認定と退去勧告を併せて実施する。具体的には ①市営住宅入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等） ②市営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入申告書の申請・各種所得情報の照会 ④その他 ・住民票住居地と市営住宅住所とのマッチングを行い、市営住宅への不正入居者を検出 ・出産・死亡等による世帯情報の変更を確認 ・家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用する
③システムの名称	市営住宅管理システム（MICJET）

2. 特定個人情報ファイル名
市営住宅入居者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　十九の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.（特定個人情報提供の根拠） なし （特定個人情報照会の根拠） 番号法第19条第8号　別表第二　三十一の項及び総務省令第5号第18条 2. 公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号） 第16条　（家賃の決定） 第23条　（入居者資格） 第34条（収入状況の報告の請求等）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部　建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	都市建設部　建築住宅課　御殿場市萩原483番地　TEL 0550－82－4229

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　○　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　○　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　○　]接続しない（入手）　[　○　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.②所属長	建築住宅課長　小宮山　誠	建築住宅課長　岩田　秀也	事後	
平成31年2月28日	5.②所属長	建築住宅課長　岩田　秀也	建築住宅課長	事後	
令和1年11月12日	Ⅳ4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	
令和2年3月19日	表紙実施機関名	御殿場市長　若林　洋平	御殿場市長	事後	
令和4年3月1日	4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	